

報告第2号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて（三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定）
税 務 課	公共施設等の用に供する都市利便施設に係る特例措置の期間を2年間延長する等とした地方税法等の一部を改正する等の法律が平成28年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、当該条例についても早急に改正する必要があるため、同年3月31日付けで専決処分したので、これの承認を求めるもの。
内 容	<p>【関係法令】 地方税法</p> <p>【改正趣旨】 これまで地方税法附則第15条の規定に基づき、償却資産における課税標準の特例措置を講じてきたところ、今般の法改正により当該特例措置の適用期限を2年又は4年延長されるとともに、特例割合(参酌基準)については市町村条例に委任されたことから、今般、三田市市税条例及び三田市都市計画税条例を改正するもの。</p> <p>【関係法令】 1 三田市都市計画税条例の一部を改正する条例 都市計画税課税標準の特例措置の設定（平成28年4月1日施行） (1) 都市再生特別措置法に基づき、認定誘導事業者が整備した公共施設等の用に供する都市利便施設に係る特例措置（平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得されたものまで2年間延長するもの。） 具体的な対象資産：公園、広場、緑化施設、通路等 (2) その他所要の規定の整備 地方税法改正に伴う号数新設及び参照条項修正によるもの</p> <p>【施行期日】 平成28年4月1日</p>